

別紙 2

納品場所及び納品台数内訳

1. 納品要件

- ・納品場所、納品時期及び納品数量は本書で示す内容を基本とし、詳細は群馬県と受託者で協議の上で決定する。
- ・調達した機器等は受託者の作業場所にてキッティング、初期設定及び組立等の作業を行い、これら作業が完了した状態で納品場所に納品すること。原則として、納品場所において機器等の設定及び組立等の作業は行わないこと。必要により納品場所において機器等の設定及び組立等の作業を行う場合は、事前にその内容を群馬県に報告して承諾を得るとともに、納品場所における作業場所を確保すること。

2. 納品場所

機器等の納品場所は次の表のとおりとする。

事務所毎の詳細な納品場所については、契約後に別途調整を行うこととする。

事務所名	住所
前橋行政県税事務所	前橋市上細井町2 1 4 2－1
渋川行政県税事務所	渋川市金井3 9 5
伊勢崎行政県税事務所	伊勢崎市今泉町一丁目2 3 6
高崎行政県税事務所	高崎市台町4－3
藤岡行政県税事務所	藤岡市下栗須1 2 4－5
富岡行政県税事務所	富岡市田島3 4 3－1
吾妻行政県税事務所	吾妻郡中之条町大字中之条町6 6 4
利根沼田行政県税事務所	沼田市薄根町4 4 1 2
太田行政県税事務所	太田市西本町6 0－2 7
桐生行政県税事務所	桐生市相生町二丁目3 3 1
館林行政県税事務所	館林市仲町1 1－1 0
自動車税事務所	前橋市上泉町3 9 7－5
群馬県総務部税務課	前橋市大手町1－1－1 群馬県庁9階

3. 納品時期

機器等の納品は、第一回と第二回の2回に分けて実施すること。

なお、機器等の納品場所が県内各地に分散するため、各回の機器等の納品は次に示す期間内で実施すること。具体的な納品スケジュールは、群馬県及び受託者で協議の上で決定するものとする。また、第二回の納品において、台数の多い一部事務所については、来庁者への影響を配慮し、土日での納品も行う可能性もあることに留意すること。

第一回：令和9年2月1日～2月28日

第二回：令和9年7月1日～7月31日

4. 納品台数

ハードウェア全体の納品台数は以下の表のとおりとする。なお、表の台数は予備を含めた台数である。

No	名称	台数
1	税務端末	405 台
2	プリンタ	70 台
3	生体認証装置	405 台
4	バーコードリーダー	15 台

納品時期ごとの各納品場所の納品台数は下表に示すとおりとする。但し、組織改正等で納品台数に変更が生じることが想定されるため、契約後に群馬県と受託者で協議の上、納品台数の調整を行うこと。

なお、バーコードリーダーの納品場所については契約後に調整を行うこととする。

下記の表に含まれない台数については、予備機器として受注者が保管すること。

第一回納品

事務所名	税務端末・ 生体認証装置	プリンタ
前橋行政県税事務所	3	1
渋川行政県税事務所	2	1
伊勢崎行政県税事務所	1	1
高崎行政県税事務所	3	1
藤岡行政県税事務所	1	1
富岡行政県税事務所	1	1
吾妻行政県税事務所	1	1
利根沼田行政県税事務所	1	1
太田行政県税事務所	3	1
桐生行政県税事務所	1	1
館林行政県税事務所	1	1
自動車税事務所	2	1
群馬県総務部税務課	4	1

第二回納品

事務所名	税務端末・ 生体認証装置	プリンタ
前橋行政県税事務所	80	7
渋川行政県税事務所	13	2
伊勢崎行政県税事務所	27	4
高崎行政県税事務所	52	7
藤岡行政県税事務所	10	2
富岡行政県税事務所	9	2
吾妻行政県税事務所	16	2
利根沼田行政県税事務所	16	2
太田行政県税事務所	40	5
桐生行政県税事務所	16	3
館林行政県税事務所	16	3
自動車税事務所	42	8
群馬県総務部税務課	34	1